



山形県公報

平成30年11月13日（火）
第2995号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域福祉推進課） ……1085

告 示

○争議行為を行う旨の通知……………（雇用対策課） …… 同

○公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課） ……1086

公 告

○指定管理者の募集……………（県民文化スポーツ課） …… 同

規 則

山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第73号

山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則（平成12年1月県規則第1号）の一部を次のように改正する。
別表第2第1の表第7項整備基準の欄第4号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第812号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全日本自治団体労働組合日本海総合病院職員労働組合執行委員長戸塚秀樹から、争議行為を行うことについて、平成30年11月2日次のとおり通知があった。

平成30年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

国、山形県又は酒田市に準拠した賃金制度・労働条件の実現等の要求に関する件

2 期 間

平成30年11月22日午前8時30分から午前9時30分まで

3 場 所

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院
酒田市あきほ町30番地

4 概 要

救急対応等のため必要とする人員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第813号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県企業管理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市大鳥地内
- 2 公共測量を実施する期間
平成30年11月5日から平成31年2月14日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量（0.5mグリッド））

公 告

山形県総合文化芸術館（文化機能）の指定管理者を次のとおり募集する。

平成30年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県総合文化芸術館（文化機能）
 - (2) 所在地 山形市双葉町一丁目500番1、500番2
- 2 指定の期間
平成31年12月1日から平成37年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
 - (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。
 - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
 - (9) 共同企業体が申請する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員のうち山形県総合文化芸術館（文化機能）管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）にある企画事業等又は舞台関係設備の操作・日常点検業務を主に担う構成員（当該共同企業体の代表となる法人等である構成員を除く。）が、(2)から(8)までの要件を全て満たすとともに、県内に事務所

を有し、又は包括協定の締結までに県内に事務所を有すること。

ハ ロに掲げる構成員以外の当該共同企業体の構成員が、(1)から(8)までの要件を全て満たすこと。

ニ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

(10) 業務を再委託する場合にあっては、再委託先についても(2)から(8)までの要件を全て満たす者であること。

4 募集要項及び仕様書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成30年11月13日（火）から同年12月25日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課山形県総合文化芸術館整備推進室 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2903

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成30年11月28日（水）から同年12月25日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成30年12月25日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、募集要項及び仕様書によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成30年11月13日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成30年11月13日発行 発行人 山 形 県